

「兵庫県卸売市場活性化推進方策」について

1 「第11次兵庫県卸売市場整備計画」の概要(計画期間:H28~R7)

県民への生鮮食品の安定的な供給と農林水産業の振興に資するため、卸売市場の機能強化や整備の方向性を規定(旧卸売市場法に基づき策定、S43から5年ごとに見直し)

1 取組内容

(1) 「強み」「特色」を活かした集荷・販売力の強化

協働集荷による認証食品などの集荷強化、産地と消費者を結ぶ集荷・販売体制の強化

(2) 食の安全・安心に関する取組強化

衛生・品質管理の高度化に対する取組強化、コールドチェーンの確立

(3) 市場に対する社会的な要請への対応

通い容器の活用など環境負荷低減とコスト削減、食育活動やイベントを通じた市場への理解醸成

ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会での取組推進

市場の集荷・販売力を強化するため、①協働集荷、②市場間の情報交換、③特長ある県産品の産地育成などを展開する組織としてH14に設立(構成:県内主要10市場の開設者、事業者等)。

2 実績・評価

取組方針	指標	H25		R1		R2		評価等
		策定時	実績	目標	達成率	目標	達成率	
(1)集荷・販売力強化	協働集荷量	4,545t	10,193t	4,800t	212%			①特色ある県産品取扱や契約取引の伸び悩み ②県内需要量に対する市場供給割合が低下傾向
	兵庫県認証食品取扱市場率	71%	69%	85%	81%			
	県内需要量に対する市場供給割合	44%	38%	45%	84%			
	卸売市場を核としたサプライチェーンの視点導入による契約取引件数	7件	12件	15件	80%			
(2)食の安全・安心確保	卸売市場の活性化目標策定市場数	5市場	11市場	11市場	100%			各市場に応じた施設整備の高度化・充実が必要
	品質管理高度化マニュアル策定市場率	46%	65%	75%	87%			
	コールドチェーンに係る施設整備市場率	58%	57%	65%	88%			
(3)社会的要請への対応	食育活動実施市場率	65%	74%	70%	106%			社会的要請への対応や地域密着型の市場運営が必要
	環境負荷の低減取組実施市場率	85%	87%	90%	97%			

【全体評価】

- ①協働集荷量の増加や、環境負荷低減など全体的には概ね取組が進展。
- ②県内消費に占める県内市場の供給割合が低下傾向で契約取引や兵庫県認証食品の取扱が伸び悩み。
- ③地場産品等の品揃えを充実するなど、集荷・販売力のさらなる強化が不可欠。

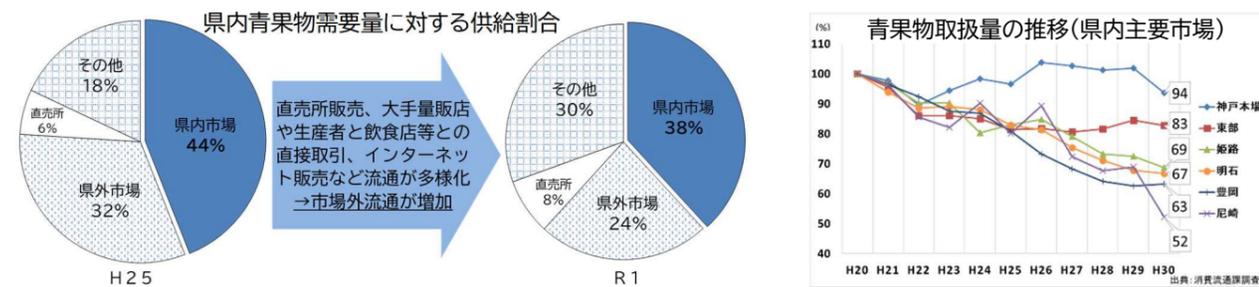
2 市場を取り巻く状況の変化

1 全国

- 法制度の改正**
 - (1)市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引環境の確保を促進(卸売市場法)
 - ①直荷引き等の規制を廃止し、市場ごとに取引ルールを設定
 - ②国及び県整備計画が廃止(市場運営の取組方向を示す国基本方針のみ継続して策定)
 - (2)HACCPに沿った衛生管理導入の義務化(食品衛生法)
- 流通の変化**
 - (1)直売所やネット販売など市場外流通の増加(市場経由率 S50:87%→H29:55%)
 - (2)学校給食や介護施設等での加工品需要の増加などニーズの多様化
- コロナ禍**
 - (1)コロナ禍でも、農林水産物の安定した荷受け、外食・内食需要の増減への対応など、市場の集荷・分荷機能を発揮し、県民に生鮮食品を安定的に供給

2 県内市場取扱量

- (1)大阪市場などの大規模市場への出荷集中や市場外流通の増加により、全体的に減少傾向。
- (2)本県のハブ市場(神戸本場、東部市場)以外の地方市場では減少幅が大きい。



3 県内市場の課題

- 1 「ひょうご五国」の多彩な農林水産物の取扱拡大による、集荷・販売力のさらなる強化
- 2 鮮度や品質を活かせるよう、HACCPの視点を取り入れた衛生管理やコールドチェーンの導入推進
- 3 有事の際(災害、新型コロナなど)でも食品を安定供給する機能が果たせるよう、事業継続計画(BCP)の策定を推進

推進方策の必要性

- ①流通の多様化や他府県市場との競争激化など市場を取り巻く状況が厳しい中、競争力を高めるためには、今後も県内市場が協力して課題解決を図る必要がある。
- ②このため、各市場での個別の取組に加え、県内市場が連携、協力して集荷・販売力を強化する取組を推進できるよう推進方策を策定する。

4 「兵庫県卸売市場活性化推進方策」の概要(ひょうご農林水産ビジョンと整合)

1 基本的な考え方

これまで実施してきた「集荷・販売力強化」や「食の安全・安心の確保」の取組に加え、ICT技術を取り入れた流通の効率化や、食のニーズの多様化への対応強化などの新たな取組を推進する。

2 目標 [期間:令和3~12年度(10年間)]

- (1)県内市場の供給割合向上 (R1:38% → R12:40%)
- (2)協働集荷量の増加 (R1:10,193t → R12:13,000t)
- (3)BCPの策定 (R1:6市場 → R12:10市場)

3 取組方針

(1) 集荷・販売力の強化

① 特色ある品揃えの強化

- (ア)市場関係者が情報交換・連携し、新規産地の開拓や、実需者ニーズに基づく新品目の提案
- (イ)量販店等へ特産品フェアを企画提案するなど、県産品の販路開拓・拡大を推進

② 流通の効率化(特長ある品目を効率的に集荷)

- (ア)産地での集荷拠点の設置、新規集荷ルート構築
- (イ)産地の出荷情報を共有できる市場間連携システムの構築

③ 時代に即した卸売市場の多機能化

- (ア)学校給食や介護施設等のニーズへの取組強化
- (イ)県産品の新たな販路確保や価値向上のため、需要拡大が見込まれる海外市場を開拓

(2) 衛生管理の向上

- ①HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入による品質管理体制の構築
- ②品質向上のため、コールドチェーンの確立に向けた取組のさらなる推進

(3) 社会的要請への的確な対応

- ①市場の役割を周知するため、市場まつりや料理教室を実施し、地域に密着した運営を推進
- ②事業継続計画(BCP)の策定・改訂による災害時等の安定的な食料供給体制の整備

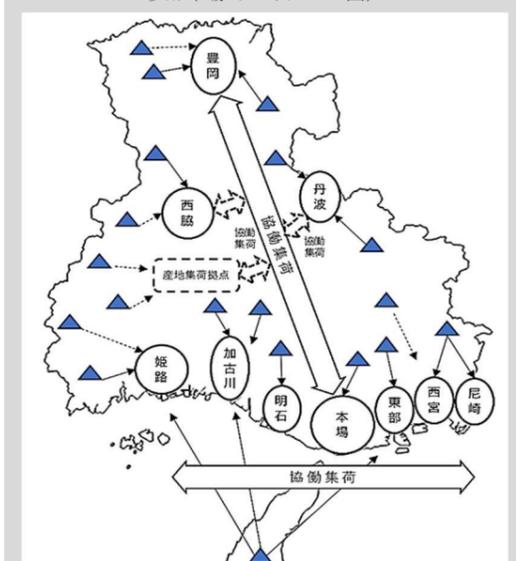
4 県の役割

- (1)ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会の活動を通じて、市場ごとの活性化対策(産地育成、フェアの開催等)、協働集荷など市場間連携を推進
- (2)多様な気候風土を活かした県産品の生産拡大や産地育成を推進
- (3)各市場が取り組む施設整備に対して、国庫事業の活用などにより支援

本推進方策の策定にあたっては、農林水産政策審議会委員(学識者・流通業者・生産者等)の意見も反映した。

県内市場における集荷力の強化

(ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会参加市場でのイメージ図)



【凡例】(点線は今後の取組)
 ▲: 生産地 ○: 市場 →: 農産物集荷
 - - -: 新たな集荷先の確保 ②(7)
 - - -: 新たな協働集荷の確保 ②(7), ③(4)
 - - -: 産地集荷拠点の活用 ②(4)